

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

2021年5月1日 ～ 2026年4月30日 までの5年間

雇用環境の整備に関する事項

目標1 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働を制限する措置の実施

【対策】 制度の周知と理解を図る。

目標2 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施

【対策】 制度の周知と理解を図る。

目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

【対策】 育児・介護休業制度に必要な資料を整備し、職員への周知を図る。

目標4 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【対策】 労働者からの申し出があった場合には、職員間の連携を図り、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを目指す。

雇用環境の整備に関する事項以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標5 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

【対策】 他社の事例等の情報収集を行ったうえ、検討会を設置し、実施を目指す。

目標6 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

【対策】 若年者が社会体験を経験することによって、社会において必要な自立心、自己責任等人間形成の向上の一環となり、将来を担う子供の育成に資するよう努めるとともに、体験学習を通し、職業観の育成に役立てるよう、学校との連携を基に多くの学生の受け入れの実践を目指す。

2021年5月

医療法人 啓正会

社会福祉法人 啓正会